

1. 適用範囲

この配送と支払条件は買い手とのすべての企業取引に適用されます、もし買い手の発注内容に問題があった場合は受注を拒否できます。文章での配送の承認、又は受注一の承認が無い場合、これらの契約は成立しません。この配送と支払期間は個人的な消費者には適用されません。

2. 契約の締結、商品の特性

我々の提案は束縛するものではありません。契約は注文確認書を通してのみ行なわれます、それは契約の条件（期間）を決定するものとします。私たちが注文を確認許可しない場合、配送契約は配送時に決定されると考えられます。製品の記述とイラストは近似して見られるだけであるものとします。

配送の前に自社の製品を改造する権利を保有します、特に技術的な変更が定期的な製品のアップデートの間に行なわれることがあります、それがより顧客に理不尽な不利益をもたらす事はありません。

3. キャンセルとリターン配送の適応除外について

キャンセルか契約の改正か結論を下し本社の同意を得てください。商品を返送する場合は本社の文章による事前承諾が必要となります。

4. 輸送の際のリスク

輸送条件はEX-WORKS及びEX-WAREHOUSEとなります。航空会社及び船会社に貨物を渡した時点でリスクはバイヤーに渡ります。海外発送を行なう場合に輸送保険の付加は義務付けられていません。万が一貨物がダメージや損失した場合、買い手は即座にフォワーダーにレポートを作成させなければなりません。買い手が書面で輸送指示を与えない場合、本社が輸送の手段、保険を手配決定します。その場合最も迅速且つ安い手段を選ぶ事に責任はありません。

5. 部分入荷について

私たちは分割納入を実行する権利があります。第八条における支払条件に基づき個別発送分として処理される分割納入と当該分のみ別途支払い分の分割納入を実行する権利があります。部分配送のための支払いが遅らせられた場合、オーダーの残りの出荷を中断させることができます。

6. 納期

注文確認書に納期が記載されていても、私たちが、拘束力があると明白に述べない以上絶対ではありません。納期は注文確認した日から始まりますがオーダーの詳細が明確になる前、買い手側の必要書類がそろう前、許可書やリリースする前、頭金を受領前は例外となります。納期に間に合う場合、経過した場合、商品を出荷したか又は出荷の準備が出来ているか通知します。不可抗力によって出荷出来なかった場合、配送は適切な期間に自動的に延期されます。予見しがたい供給者による配送の遅れ労働論争、原料やエネルギーの不足など、全ての種類の、納期遅れの原因もこれと同じく不可抗力とします。これらの事情が4カ月以上続く場合、私たちは契約を無効にする権利があります。買い手の要求により納期を遅らせるか適正期間内に商品を出荷するか決定します。買い手に損害賠償を請求する権利を与えないものとします。納期に拘束力がない為、納期期日を越えて居ても買い手は私たちに最低でも30日間の追加期間を与えこの期間中であれば契約不履行にはなりません。次の事で買い手が契約を無効にする場合、損害賠償のためのクレームは出荷の価値の5%までに制限されます。少なくとも典型的な予見可能な損害額となります。

7. 価格

買い手は配送日計算の定価を支払わなければなりません。逆に配送日以外の協定価格を宣言し請求する事があります。もし価格が協定価格より5%以上増加した場合、書面にて通知することにより値上げの通知を受け取った後14日以内に契約を無効とすることができます。価格はユーロ建てでex-worksもしくはex-warehouseとします。価格は数量もしくは重さによって計算されます。万が一それらが間違っていた場合バイヤーは間違いを示してください。荷役費、送料、輸送保険、関税、通関料など箇条書きされていない場合でも価格に追加されます。

8. 支払いについて

反対に書面で同意されない限り我々の請求書日付より30日以内に支払いは満期となります。支払いに際してはもっとも古いインボイスで決済されるものとします。為替手形の受入は強いる事は出来ません。私たちが現金か送金以外の支払い手段を認めた場合は経理上受入できます。全ての支払いに付随する費用、銀行手数料、割引費用、回収費用などは買い手の負担となります。実際の支払い日付が経過した場合請求書受領後31日目からヨーロッパ中央銀行の基準利子8%の利子を我々は請求する権利があります。契約締結後、買い手の財政状況が物質的に損なわれた場合、あるいは書いての初期の金融的損失が契約締結後までに明るみに出来なかった場合、我々は適当な担保権か補助金の要請をする権利があります。この要請が応じられない場合契約満了後、相当期間の契約を差し控える事とする。買い手は我々が起こすいかなる論争にも反対する事は出来ません。そして追訴する事も出来ません。又いかなる保有権も実行出来ません。社員又は代表者に支払いを行なう場合は書面にて提出された物のみ有効となります。

9. 特別製品

買い手の指定するもしくは要求する仕様にて製品を製造する場合、買い手は前述の要件と仕様の正当性に責任を担うものとします。買い手はこれらの製品に於いて、工業所有権や著作権に関する我々への全てのクレームに対して保護することとする。注文数が契約上同意される量より多い場合か-10%程度以下逸脱する場合のみ契約とします。購買価格は増減します。これらのオーダーは個々に同意を得る必要があります。

10. 所有権について

買い手がすべての代金を支払うまで、配達された商品は我々が所有権を有します。（所有権留保とは売主が売買代金を担保にするため、代金が完済されるまで引渡しを終えた目的物の所有権を留保するもの。売買契約中の特権により行なわれる）買主が通常の商売の過程において組み立てや商品の販売を行なっている最中でも債務不履行や支払いが滞った場合、我々が商品の保有権を有する。買い手がもし誓約しない場合、その商品の動産担保を設定しなさい。もし買い手が我々に全ての支払いを終えるまでに我々が権利を保有する商品を販売した場合その商品に付随する全ての動産担保権及び所有権の留保は我々にあります。しかしながら買い手は彼らが義務の不履行や支払いが出来なくなった場合を除いて我々に割り当てられた債権を集めるかも知れません。輸出予約の際に着地で特別な測定が必要な場合は通告する事、更に買い手の費用でそれを実施しなければならない。権利の留保又は上記のいずれも可能でない場合、書いては自己の費用で我々に動産担保権を与える努力をすること、又は他の席せつな商品を動産担保権にしなければならない。

11. 欠陥

我々の責任範囲の限度として買い取り人が貨物を受領後10日以内に書面で欠陥を申し出た場合に限る。上記における責任範囲期間を超えた物に関しては一切の責任を負うことはない。我々の責任範囲としては欠陥を改善するか無償にて欠陥品の代替を供給するものとする。その欠陥品については欠陥の有無を確認する為に我々に返送する物とする。相互が相互利益の為に検証した結果、特殊な事情がある限り欠陥無償代替を配送できない事がある。将来の法的施行の迅速な対応をする為、もしくは改良の為に買い手によって定められた適正な期限が終了している場合。買い手は契約を取り消すか価格の縮小を要求する権利を有する。購入者の不良品保障期間は商品配達後一年以内とする。

12. ダメージクレーム

製造物賠償責任法にしたがって購入者の不法行為以外の損害について責任があるならば、怪我または健康への被害が合った場合我々の過失のある損害に対しては責任を取る必要があります。損害賠償額は予測可能な損害額に限られます。グロツツベッケルト社員ならびに代表者、共同経営者は上記の文章に置ける一致を見た場合責任を負うことはありません。

13. 法の遵守

買い手と我々の法的環境において、法的な問題がある場合ドイツの法律によって判断されます。尚、法的住所としてOSAKA, JAPANYが定められています。これらの論争はその配送先ならびに支払条件に限らずOSAKA, JAPANの管轄権がある裁判官のみに裁かれます。もしくは買い手の主要な所有地にて訴訟を起こす権利があります。

機械部品の購入に際して次の条項と条件が追加適用される。

セクション2は、次のように補足される

当社が提示している商品見本、見積もり費用、図面、有形無形の資産の使用方法及と同様の情報 - 電子形式で書かれたものも含めて - に対するタイトル（称号）と著作権を保留する。 それらの情報は機密扱いとし、第三者がアクセスできないようにしておく。

セクション3には、以下の文面が加えられる

性能試験の受入

別段の合意のない限り、性能試験の受入は通常の勤務時間に当社の工場で行われなければならない。技術的な詳細に関する規定が契約に含まれていない場合は、問題の（当該）産業部門の慣行が試験に適用される。購買者がその試験に立ち会う代表者を決めるのに役立つように、十分な情報を早めに送るようにすべきである。

もし試験で（契約でインストールされる場所で行われるように計画されている試験は別にして）引渡したアイテムが不良品あるいは契約に沿っていないと結果的に表示された場合、速やかにその欠陥を改善するかあるいは契約適合性を確保するための努力をしなければならない。試験は購買者の要望があれば繰り返し行われるべきである。

別段の合意のない限り、当社は当社の工場で行われる試験のコストを負担しなければならないが、試験に立ち会う買い手の個人的費用はこの限りではない。

もしインストールされる場所での性能試験の受諾が契約に盛り込まれていたら、その試験に適用される期間と条件は個別に当事者間で合意しなければならない。

セクション11は、以下の文面に置き換えられる

当社は、購買者が品物を受け取ってから遅くとも10日以内に、遅延無く文書で欠陥を知らせてきた場合のみ、当社の製品の欠陥に責任をもつ。

購買者が上記に述べた期限内に欠陥を知らせてこなかった場合は、当社は製品の欠陥に責任をもたない。

当社が供給する機械の消費（電力）量や性能と仕様書や契約条項に書かれている数字を比較して差異が生じた場合、プラスマイナス10%までは製品の欠陥とは看做されない。（免責条項）

当社の責任は、欠陥の除去が無償で不良品の交換をするかのいずれかに限られる。

要求があると、先ず不良品あるいはそのサンプルを審査のために当社に送ってもらわなければならない。もし欠陥のない代替品を送ることができない場合、当社が実行することを拒否する場合、あるいは特別な事情がある場合、それらの場合は両者の利害を考慮した後、更に法的な救済措置の即時実行の正当な理由になる。もし、購買者により設けられた改善のための相応な期限が、欠陥が改善されないまま切れた場合、購買者は契約を解除するか、値下げを要求する権利がある。

欠陥が軽微な場合、購買者は契約価格を削減する権利のみを有する。何か他に事情がある場合、購買者は契約価格を削減する権利を有さない。

品質の欠陥に関する購買者からの保証請求は、欠陥が不正に隠されていたのではないこと、あるいは当社の故意又は重大な過失により引き起こされたものであることが提示された場合、1年間の時効の対象となる。時効期間は当社が補償請求の遂行を受諾したときから開始する。もし保証請求の遂行の受諾が行われない場合、時効期間は該当物が運送業者に渡されたときに開始するものとする。そうではあるが、遅くとも該当物が工場や倉庫から運び出されたときに時効期間は開始されなければならない。

セクション2は、次のように補足される

結果的に欠陥について当社の責任が免除されないということで双方が合意に達したら、当社が必要と判断した修理の遂行や交換品の発送をするために要する時間と機会を、購買者は当社に提示しなければならない。（機械等が）作動中に安全性に対する緊急リスクが生じた場合、あるいは異常に高い損失を回避する必要があるが生じた場合、購買者には欠陥を自身で修理する、あるいは第三者に修理を依頼し費用を当社に請求するという二者択一の権利のみが付与されている。このようなケースが生じた場合、購買者はただちに当社に連絡をしなければならない。

特に次のような事情の場合当社の責任は認められない

- 不適切なあるいは妥当でない使用
- 購買者や第三者による不完全なインストールや試運転
- 通常の損耗
- 不注意あるいは欠陥のある取り扱い
- 誤った保守
- 不適切なリソース（供給源）
- 欠陥のある組み立て作業
- 不適切な組み立て場所
- 化学、電気化学的又は電気的影響 - 当社の責任に帰さない旨が規定されている

購買者や第三者が不適切な修理を施した場合、その結果に対して当社は責任を負わない。前もって当社の同意を得ずに配送した物品に変更を加えた場合も同様に、その結果に対して当社は責任を負わない。